

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 平成27年7月30日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、本年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行った。群馬の引上げ目安額は、Cランク16円であった。

例年、中央最低賃金審議会が示す目安を参考として、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定している。群馬地方最低賃金審議会においても、昨年、地域別最低賃金が1時間当たり707円から721円に改定されたところである（平成26年10月5日発効）。これは昨年7月に中央最低賃金審議会が答申した目安額（Cランク：14円引上げ）を反映したものと見えよう。

本年も、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の論議を受け、群馬地方最低賃金審議会において群馬県の地域別最低賃金が定められることになっている。

- 2 我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法第1条）。

そして、1か月当たりの労働時間として、厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果（平成27年3月分統計表）である146.0時間を用い、群馬県の現在の最低賃金額である1時間当たり721円をもとに試算すると、1か月の賃金額は10万5266円となる。

しかし、この賃金額では、労働者が十分生活していけるだけの水準が確保されるとは言い難い。

したがって、群馬県における地域別最低賃金の具体的な水準を設定するにあたっては、最低賃金でフルタイムを働いた場合に、十分生活していけるだ

けの水準が確保されるよう検討されるべきである。

- 3 総務省によれば、2015年3月の消費者物価指数は、前年同月比で2.3%の上昇となっている(平成27年5月1日公表)。

現在の最低賃金時間額721円に、物価の上昇分2.3%を乗じると、約16円となる。仮に本年度、時間給16円程度の引上げをしたとしても、これまでに上昇してきた物価相当額を補うことにもならず、実質的な引上げにはならない。

- 4 政府は、昨年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014』及び「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金引上げに努めるべきことを明記し、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、2020年までの目標として、「全国平均1000円」にまで最低賃金を引き上げることが明記している。

ところが、平成26年度地域別最低賃金のうち群馬の最低賃金時間額は721円に留まっており、残り5年間で目標を達成するためには、1年当たり56円の引上げが必要である。

群馬の地域別最低賃金を上記のように大幅に引き上げることによって群馬県内の消費を増加させ、ひいては生産も増加させることにより、他県に先駆けて地域経済の健全な発展を促すべきである。

- 5 最低賃金の引上げの効果には、米連邦労働省作成のホームページにおいても指摘されているように、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコスト削減し、生産性の向上に繋がること、また、賃金が消費に回り地域的及び全国的に経済成長を刺激することなどが挙げられ、このようなメリッ

トがあることから、最低賃金を引き上げるべきことは正当化される。

- 6 したがって、群馬地方最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、中央最低賃金審議会の答申した今年度の地域別最低賃金額改定の目安に拘泥することなく、群馬県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2015年7月31日

群馬弁護士会 会長 橋爪 健